

## 沼津市 1 次産品等 PR 動画制作業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「沼津市 1 次産品等 PR 動画制作業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

### 1 業務委託名

沼津市 1 次産品等 PR 動画制作業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和 5 年 11 月 30 日まで

### 3 業務目的

本市では、消費者ニーズを意識しながら、首都圏でのマーケティングやトップセールス、観光キャンペーン、SNS を活用した周知・PR 等の実施など農林水産物の付加価値向上やブランド力の向上に向けた取り組みを行っている。

今後も、これらの取り組みの幅を広げながら継続し、本市が誇る農林水産物全体の認知度向上と好感度を高め、本市農林水産物のブランド化・販路拡大や本市への誘客を図ること、また、全国的に課題となっている農業・漁業の担い手不足に対して、本市の農業・漁業の特色や形態、本市の農林水産物・農業・漁業の魅力を伝え、新規農業・漁業就業希望者の就業に繋げることを目的とする。

### 4 委託限度額

1,194,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 業務内容

業務方針の検討及び業務計画書の作成

本業務の目的を踏まえ、動画制作における業務方針を提案すること。また、業務計画書は下記（1）の事業実施に向けた業務の概要を示したうえで、各業務の詳細な事業計画書を作成すること。

#### （1）市農水産物・農業・漁業 PR 動画作成業務

①本市ブランド化候補産品（※）生産等に係る動画の制作

②本市の農業・漁業の特色・形態・魅力に係る動画の制作

※水産物：深海魚、養殖魚（アジ・マダイ）、タチウオ

農産物：沼津ねがた白ネギ、プチヴェール、レモネード

### 【動画の内容】

- ① 本市ブランド化候補産品それぞれにつき、生産過程と食に供されているところを取材・撮影・編集したもの  
※生産者の努力、品質や素材の良さ、美味しさを視聴者に訴求するような動画を制作すること。

- ② ー1

市内4地区（戸田地区、西浦・内浦地区、静浦地区、我入道地区）で営まれている漁業について、特色・形態、生産者のインタビューを取材・撮影・編集したもの

- ②ー2

本市農業について、特色・形態、生産者のインタビューを取材・撮影・編集したもの

※視聴者に本市農水産物及び農業・漁業の特徴を伝えるとともに、魅力（こだわり・漁法・農法・やりがい・きっかけ・人柄など）が伝わるような動画を制作すること。

### 【動画の長さ】

- ① 各ブランド化候補産品について各2分程度（計6本）
- ② 各地区及び農業について各5分程度（計5本）

### 【動画の制作にあたっての条件】

- (ア) 提案は、イメージ図や絵コンテ等を使った提案を行うこと。
- (イ) 動画制作に必要な撮影・編集などの一切の作業を受託者が行う。
- (ウ) 本市ブランド化候補産品周知に有効と思われる内容を提案すること。
- (エ) 漁業就業希望者、漁業に興味を持つ者が、内容を理解しやすく、沼津市の漁業の特徴が分かる動画となるよう撮影内容・方法を工夫すること。
- (オ) 撮影スタジオ賃借料など、動画制作において発生する一切の費用は受託者の負担とする。

※本仕様書に定めがない場合であっても、当方が必要と認めて指示する簡易的な事項については、受託者は契約金額の範囲内で実施することとする。

## 6 打ち合わせ

事業実施に合わせ、必要な打ち合わせを行う。議事録は受託者が作成する。  
また、市は本業務の実施のために生産者の紹介等、必要な協力ができるものとする。

## 7 成果品

本業務の成果品を以下のとおり提出すること。

(1) 業務委託完了報告書の提出

(2) 全ての動画を収録した DVD-R 5枚

- ・一般的な家庭用プレーヤー及び DVD プレーヤー付パソコンでの再生が可能なデータ形式とすること。

- ・ トールケースに収納し、ディスク及び表紙のジャケット印刷を行うこと。

(3) 以下のブラウザに対応しているフォーマットでデータを提出すること。

- ・ Microsoft Internet Explorer

- ・ Microsoft Edge

- ・ Google Chrome

- ・ Mozilla Firefox

- ・ Apple Safari

- ・ Apple Mobile Safari

- ・ Android Browser

(4) その他、市が必要と判断した資料

## 8 特記事項

- ・ 本業務における成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は沼津市に属するものとし、利用及び複製、再編集は沼津市において自由に行うことができるものとする。
- ・ 音楽や映像、画像等の使用については、肖像権の処理、著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・ 本業務における成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、沼津市に何らかの損害をあたえたときはその損害を賠償するものとする。
- ・ 受託者は、成果品について、沼津市及び沼津市から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

## 9 再委託の制限等

(1) 契約候補者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 契約候補者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託に概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければ

ならない。

10 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 契約候補者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び契約候補者が協議の上定めるものとする。

以上